条例構成について (たたき台)

- **〇前** 文・・・条例制定の背景、趣旨等を記載
 - ・ 意思疎通の現状
 - ・手話の歴史に対する認識
 - ・条例制定の趣旨
- **〇目 的・・・**条例制定により目指すものを記載
 - ・障害のある方への情報提供や意思疎通の充実を図り、障害の有無にかか わらず共に暮らせる社会づくり
- **○定 義・・・**条例で用いる用語・言葉の意味を記載

意思疎通のための手段

要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆、代読、重度障害者用意思伝達装置等の障害のための意思疎通を図ることに支障がある人に必要な支援及び日常生活上の便宜を図るための用具

- ○基本理念・・・条例に定める事項を進めるにあたっての基本的な考え方を記載
 - 手話及び意思疎通のための手段についての選択の機会が確保され、利用機会の拡大が図られること
 - 手話の普及は、手話が文化的所産であることの理解の下で行うこと
- ○県の責務・・・条例の目的を達成するため県がなすべきことを包括的に記載
- 〇市町村との連携・県民の役割・事業者の役割
 - ・・・市町村との連携の考え方、条例の目的を達成するために必要な県民、 事業者の役割を記載
- ○施策の策定・推進等に関すること・・・施策の推進方法等主な取組事項を記載
 - ・手話や要約筆記、点訳等を学ぶ機会の確保
 - 手話通訳者、要約筆記者等の支援者の養成

.

- ○財政措置に関すること
 - ・・・条例に定める事項を実施していくための財政措置の考え方を記載